

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年9月30日（令和7年（行情）諮詢第1120号及び同第1121号）

答申日：令和7年12月3日（令和7年度（行情）答申第659号及び同第660号）

事件名：防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間において作成された文書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料のうち特定期間において作成された文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示請求につき、別紙の2（1）に掲げる4文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書1」という。）を特定し、開示し、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2（2）に掲げる3文書（以下、順に「文書5」ないし「文書7」といい、併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和7年6月23日付け防官文第14617号及び同年7月18日付け同第17016号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

アないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(2) 審査請求書2 (原処分2について)

アないしエ (略)

オ 上記(1)オに同旨。

カ及びキ (略)

ク 上記(1)クに同旨。

第3 質問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1について (質問第1120号)

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書1を特定し、令和7年6月23日付け防官文第14617号により、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った。

本件審査請求は、原処分1に対して提起されたものである。

(2) 原処分2について (質問第1121号)

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書2を特定し、令和7年7月18日付け防官文第17016号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、文書7の6枚目及び22枚目のそれぞれ一部については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1において不開示とした部分はない。原処分2においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、文書7の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本

件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月30日 諒問の受理（令和7年（行情）諒問第1120号及び同第1121号）
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月16日 審議（令和7年（行情）諒問第1121号）
- ④ 同年11月27日 令和7年（行情）諒問第1120号及び同第1121号の併合、本件対象文書2の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、本件対象文書1の全部を開示し、本件対象文書2の一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諒問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書2の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書2の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諒問庁に確認させたところ、諒問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「防衛省が自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料」の開示を求めており点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有

していないとする諮問庁の上記（1）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件対象文書2の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書2のうち、不開示とされた部分がある文書7について、不開示部分は、自衛隊員及び民間人の写真の顔部分であると認められる。

当該各部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について確認させたところ、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明に加え、民間人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、当該各部分は、いずれも法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該各部分は、それぞれ個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示し、本件請求文書2の開示請求に対し、本件対象文書2を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書2につき不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち2025.3.18-本本B2898で特定された後に作成された文書の全て。

(2) 本件請求文書 2

防衛省が、自由民主党安全保障調査会の会議における説明のために提出した資料の全てのうち2025.4.22-本本B171で特定された後に作成された文書の全て。

2 本件対象文書

(1) 本件請求文書 1 の対象として特定された文書

文書 1 「国際情勢と防衛力の抜本的強化について」 令和 7 年 4 月 8
日 防衛省

文書 2 統合運用の現状と統合作戦司令部の発足について 令和 7 年 4
月 8 日 統幕防衛計画部

文書 3 処遇改善等に関する広報・情報発信 令和 7 年 4 月 22 日 防
衛省

文書 4 陸上自衛隊の現状と 2027 年までの方向性について 令和 7
年 4 月 22 日 陸上幕僚監部

(2) 本件請求文書 2 の対象として特定された文書

文書 5 5 月 8 日の北朝鮮による弾道ミサイル発射について 令和 7 年
5 月 9 日 防衛省

文書 6 中国海警船搭載ヘリコプターによる領空侵犯について 令和 7
年 5 月 防衛省

文書 7 海上自衛隊の現状と 2027 年までの方向性について 令和 7
年 5 月 13 日 海上幕僚監部